

令和6年度香川県消費生活審議会 議事概要

日 時 令和6年7月22日（月）10:30～12:00
場 所 香川県庁本館12階大会議室
出席委員 肥塚会長、片山委員、木村委員、境委員、高岡委員、中井委員、大平委員、岡委員、
長井委員、宮武委員、一色委員、谷本委員、山田委員
議 題 （1）令和5年度消費者行政の実施状況及び令和6年度消費者行政の概要
（2）令和5年度消費生活相談の状況
（3）香川県消費者教育推進計画に基づく消費者教育推進のための施策の展開状況
報 告 金融経済教育推進機構について
資 料 （資料1－1）令和5年度消費者行政の状況
（資料1－2）令和6年度消費者行政の概要
（資料2） 令和5年度消費生活相談の状況
（資料3－1）香川県消費者教育推進計画に基づく消費者教育推進のための施策の展
開状況
（資料4） 金融経済教育推進機構について
（参考資料） 香川県消費者教育推進計画

公開・非公開の決定

本日の審議会は公開されることが決定された。

議題（1）

資料1－1及び資料1－2に基づき事務局から説明

会長）

質疑応答に入る前にまず私から、令和6年度の「大学等における消費者講座の開設」について詳しく伺いたい。

事務局）

香川大学から、法曹コースが新たに作られるため、昨年度まで法学部で実施していた「消費者生活と法」という授業の継続が困難になるという話があった。しかし大学生に対する消費者教育を続けていきたいということで法学部と相談したところ、1年生を対象とした入門ゼミにて新たに、若者に多い消費者トラブルに関する講座をすることが可能となった。また、その他にも今年度は、「食品表示法」や「消費者庁の業務」、「日本銀行の役割」などについて、計4コマを実施することとしている。また今年度からは新たに県立保健医療大学にも働きかけ、1コマ講座を実施することとなった。昨年度は一色委員の御協力により教育学部でも講座をもつことができたので、今後も引き続き、広く展開できるよう働きかけたいと考えている。

会長）

今年度は香川大学にて4回講座を実施するようだが次年度はどうか？

事務局）

入門ゼミについては、法学部から次年度もお願いしたいといわれている。他の講座については、

学内の事業がある可能性があるのでは定かではないが、香川大学と調整を行っていくところである。

会長)

「(特) 損害保険の実務と法」という授業もあったが、全学共通科目「損害保険を考える」という授業に衣替えし、その結果、法学部での授業は閉講となったという経緯がある。損害保険協会四国支部が中国地方の支部と統合することで、もう 7 月からは同四国支部はなくなったということで間違いないか。

事務局)

損保協会については現段階では四国支部は中国地区と一緒にっており、岡山に事務局を構えている。

会長)

生命保険と損害保険についても消費者教育の観点から香川大学において授業を行っていただいていたが、全体的に若者に対する消費者教育が後退している印象があり、大学側も開学が難しくなっているような現状である。

他に委員から質問等はあるか。

委員)

令和 5 年度のくらしのセミナーは 199 回の実施で参加人数は 4,776 人であり、令和 6 年度は 215 回の実施で参加人数は 7,032 人の予定と資料に記載がある。16 回の実施回数の違いで参加者が 2,000 人以上増えているがこれについて説明いただきたい。

事務局)

くらしのセミナーは前年度の秋から各団体へ開催の希望調査を行う。資料 1 の令和 6 年度のセミナーの実施回数、参加人数は希望調査の数値を基に記載している。実際のところは天候等の理由により想定よりも参加者が少ないなどということがあり、それが予定と実際の数値の違いの原因となっていると考えている。

会長)

引き続き資料の消費者行政の概要に従って消費者被害がなくなるよう取り組んでいただきたい。

議題 (2)

資料 2 基づき事務局から説明

会長)

先ほどの事務局の説明について、質問等があればお願いしたい。

委員)

成年年齢が 18 歳に引き下げられたが、資料では 20 歳未満の被害が増えているようには見えない。実際に消費生活センターでの感覚としては若年層の消費者被害は変化しているか。

事務局)

若年層からの相談については特別大きく変化しているといったことはない。しかし、小中学生

ならゲーム課金の相談が多く、年齢が上がると買い物や副業の相談が増えるというように、相談内容は年齢により変わる傾向がある。

委員)

県婦連と PTA が行う合同研修会では毎年、SNS の使い方についての研修会を行っている。その中で保護者から、子供のゲーム課金が増えているという話がよく出ており、請求書が来て初めて課金をしていることを知ったという保護者もいる。そのような際には、消費生活センターに相談していると聞いた。資料 2 にはゲーム課金に関する相談については出てきていないが、実際にゲーム課金に関する相談はあるのか。

事務局)

消費生活センターで受ける相談の内、契約者が小学生の相談についてはほとんどがゲーム課金についての相談である。中学生についても同様にゲーム課金の相談が多いが、小学生と比較するとその割合は低くなる。

委員)

小学生が直接かけてくるのか。

事務局)

小学生のケースであると、親が高額な請求で初めてその事実を知り相談してくるケースが多い。中学生になるとたまに自分でかけてくるケースもある。

会長)

小学生に対する消費者教育はどのようなことを行っているか

事務局

小学校の授業の中に消費生活センターが入っていくのは難しいところがあるが、例えば夏休みの時期にコープかがわの御協力のもと、最近の小学生はお金を見る機会が減っているということで、小学生向けにお金とはどのようなものなのかを説明する講座を開催している。

委員)

「家の塗装をしませんか」などという訪問販売の被害についての相談状況、及び小林製菓の紅麴についての相談状況についてお聞きしたい。また、法律が変わったことにより自転車でもヘルメットを着用しなくてはならなくなったなか、自転車用ヘルメットは認定がはっきりしていないと思うが、工事用のヘルメットを着用するのでも問題ないのか。

事務局

塗装の工事等の訪問販売の相談はとて多いわけではないが、60 歳以上であると家にいることが多いので訪問販売を受けやすく、相談内容としては、工事の内容が悪い、契約の書面が不十分であり、支払い額が思っていたよりも高かったなどというものである。件数自体がとりわけ多いわけではないが、無くならない相談である。

紅麴については、直接健康被害にあったという相談よりは、心配だという内容の相談をいくつか受けた。

ヘルメットについては、道路交通法の改正により、令和 5 年 4 月から自転車乗車時のヘルメッ

ト着用が努力義務化されたことを受け、くらし安全安心課では高校の自転車通学生を対象にヘルメット購入費補助事業を行い、ヘルメットを購入するよう促している。工事用ヘルメットとは、強度などの面で異なるということで、対象としているのは以下の認証を受けたヘルメットである。一般財団法人製品安全協会による安全基準に適合することの認証 SG マーク、公益財団法人日本自転車競技連盟による安全基準に適合することの認証 JCF マーク、欧州連合の欧州委員会による安全基準適合することの認証 CE マーク、ドイツ製品安全法により定める安全基準に適合することの認証 GS マーク、米国消費者製品安全委員会による安全基準に適合することの認証 CPSC マーク。購入の際にはこれらの安全基準が満たされている製品を購入してもらうよう促している。しかし道路交通法上ではどのようなヘルメットをかぶる必要があるかまでは規定されていない。

委員)

以前地域のコミュニティセンターで、使用期限が切れた防災用のヘルメットをサービスでいただいたのだが、ヘルメットにも使用期限があることはあまり知られていないことだと思われるので、消費者にも周知を行う必要があるのではないかな。

事務局)

ヘルメット補助事業では認証を受けたヘルメットを購入するよう促しているが、それと併せて使用期限についても周知できるよう検討してみたい。

委員)

資料では令和5年度の不審な電話に関する相談について、前年度比315%増加となっており、相談事例をみると、スマホへの不審な電話となっている。かかってきた電話を番号でデータ化して警察と情報共有するなどという対応はしているのか。これだけ増えている中で、それを未然に防ぐために今後どのように取り組もうとしているのかをお聞きしたい。

事務局)

電話番号をデータ化して共有することについてだが、不審電話をかけてくる相手は様々な番号から番号を変えてかけてくるため、データ化が無意味である現状となっている。例えば着信拒否をしても違う番号からランダムにかけてくるので防ぐことは難しいといった状況である。

不審電話は、大手の電話会社や役所を名乗ってかけてくることが多いため、名乗られている会社ではHPで周知を行っている状況である。また相談していただいた方やセミナー等では、非通知設定や知らない番号の電話にはでないこと、そのような電話は留守番電話で受け付けるなどの対策方法をお伝えし、周知活動を続けている。

議題(3)

資料3に基づき事務局から説明

会長)

質疑応答に入りたい。先ほどの事務局の説明について、質問等があればお願いしたい。

委員)

最近、某メガバンクを名乗ったところから、「あなたの口座で取引がありました」という内容のメールを受けた。さらには有名コンビニ店を名乗ったところからも同じようなメールがきた。ロゴマークも非常に似ており本物かと間違いそうになるものだった。様々な分野の要因が消費者被

害に関わるようになってきているため、今後もますます連携をお願いしたい。

委員)

資料3内の計画の実績について、同じ活動実績を別の取組項目で再掲として書いていると、実際にどの程度の取組みがなされているかが細かくわからない。せっかく立てた計画であるので、もう少し細かい整理ができればよいのではないか。

事務局)

小・中・高・大学生を対象にした取組みをまとめて書いているものなど、項目によっては数字を細かく分類することが可能なものもあるが、厳密に分類するのが難しい項目もあるので、次の機会までに分類ができるところは分類したい。

会長

次の会議の時に、より細かくなっていると、さらにどうすべきかなどの提言をいただけると思うのでお願いしたい。

報告

資料4に基づき事務局から報告

会長)

金融経済教育の窓口が一本化するということか。

事務局)

J-FLEC がどこまで一本化しているのかは分からないが、金融広報委員会や銀行、証券会社が行っていた講師派遣は J-FLEC からの派遣に代わる。

その他

会長)

せっかくの機会なので委員の皆さんから何かあれば発言いただきたい。

委員)

今紹介があった J-FLEC について、日弁連にて8月2日に J-FLEC の講師を招いたオンラインのシンポジウムが行われる予定である。J-FLEC が金融経済教育を担うということだが、そこに任せていていいのかというのが日弁連の考えであり、投資偏重という方向に行ってしまうかという問題意識のもとで行われるシンポジウムとなっている。タイトルが、『シンポジウム「お金」と向き合うための消費者教育とは？～金融経済教育の転換期に考える～』となっており、申込期限が7月26日までとなっているので、日弁連のHPを参照いただき興味のある方は参加いただきたい。

会長)

本日いただいた意見をふまえ、今後の施策を積極的に進めていただきたい。

事務局)

以上をもって、令和6年度香川県消費生活審議会を閉会とする。